

再エネを導入して脱炭素経営を始めませんか？  京都府

事業者向け

令和7年度

京都府太陽光発電設備等導入促進事業 補助金

建築物への設置

(特定建築主等再エネ導入促進事業)

補助対象者

延床面積300㎡以上の事業所に一定基準※以上の太陽光発電設備を導入する民間事業者
(PPA・リースを含む)

補助率

太陽光発電 **5万円/kW**
(最大900万円)

蓄電池 **1 / 3**
(最大100万円)
→災害時等に地域へ電力供給する場合、**200万円**

※導入基準の目安

延床面積300㎡～2,000㎡未満

→3.5kW以上

延床面積2,000㎡以上

→面積に応じて6kW～38.5kW以上

駐車場への設置

(駐車場・農地等再エネ導入促進事業)

補助対象者

民間事業者 (PPA・リースを含む)

補助率

太陽光発電 **1 / 3**
(最大200万円)

蓄電池 **1 / 3**
(最大100万円)
→災害時等に地域へ電力供給する場合、**200万円**

その他、農地やため池への設置補助もございます。詳しくは以下QRコードへ

主な要件

- ✓ 固定価格買取制度(FIT)・FIPの認定を取得しないこと
- ✓ 自家消費率30%以上かつ府内消費率50%以上とすること
- ✓ 蓄電池の場合、太陽光発電との同時導入であること
- ✓ 蓄電池補助上限：家庭用規格：4.7万円/kWh
業務用規格：約5.3万円/kWh



その他、手続きや詳細な要件は府HPをご確認ください。



令和8年1月30日(金)まで受付中! (先着順)

問い合わせ 京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課 075-414-4298

✿ 京都府

-マンション管理組合・管理会社のみなさまへ-
太陽光発電でマンションのレジリエンスを強化しませんか？

令和7年度京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金 共同住宅共用部再エネ導入促進事業

京都府では、再生可能エネルギーの導入等を促進するため、府内の共同住宅（マンション等）の共用部に太陽光発電設備と蓄電池を同時導入する場合に、その費用の一部を補助します。

共同住宅は災害時に防災拠点としての役割も期待され、エネルギー自立化及びレジリエンス強化に取り組むことが重要です。

この機会にぜひ導入をご検討いただきますようお願いいたします。

補助率

太陽光発電 5万円/kW
(最大**200**万円)

蓄電池 1/3
(最大**100**万円)
災害時等に地域へ電力供給
する場合は200万円

補助対象事業

府内の共同住宅に太陽光発電と蓄電池を同時導入し、発電した電気を共用部で消費する事業

補助対象者

- ・分譲マンション等の管理組合
- ・賃貸マンション等の所有者
(事業者の場合も可)

主な補助要件

- ・固定価格買取制度（FIT）・FIPの認定を取得しないこと
- ・発電した電気の一定量※を当該共同住宅の共用部で消費すること
※自家消費率30%以上かつ府内消費率50%以上
自家消費分として専有部で消費することは不可
- ・蓄電池補助上限 家庭用規格：4.7万円/kWh
業務用規格：約5.3万円/kWh

申請期限

令和8年1月30日（金）※事前申請制・先着順



詳細は京都府HPへ

※賃貸マンション等にソーラーカーポートを導入される場合は本補助金の「駐車場・農地等再エネ導入促進事業」を活用いただける場合があります。詳細はhttps://www.pref.kyoto.jp/energy/carport_agripv.htmlをご確認いただき、下記まで問い合わせください。

問い合わせ 京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課 TEL：075-414-4298